

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月2日
【計算期間】	第1期（自 2019年3月15日 至 2019年6月17日）
【ファンド名】	楽天日本株トリプル・ベアIV
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 真之
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【連絡場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【電話番号】	03-6432-7746
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行います。

当ファンドは、投資対象である本邦通貨建の短期公社債および金融商品へ直接投資を行います。また、株価指数先物取引を積極的に活用します。その投資成果は収益分配金、一部解約金、償還金として、受益者に支払われます。



②信託金限度額

受益権の信託金限度額は、1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において以下のように分類・区分されます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型	国 内	株 式	インデックス型
追 加 型	海 外	債 券	
	内 外	不動産投信 その他資産 () 資 産 複 合	
			特 殊 型 (ブル・ベア型)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類表（網掛け表示部分）の定義

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後の追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型 (ブル・ベア型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

<<属性区分表>>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株 式 一 般 大 型 株 中小型株	年 1 回	グ ロ ー バ ル 日 本	ブ ル ・ ベ ア 型
債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	北 米 欧 州	条 件 付 運 用 型
不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 (株価指数先物取引)	年 4 回	ア ジ ア オ セ ア ニ ア	ロ ン グ ・ シ ョ ー ト 型 ／ 絶 対 収 益 追 求 型
資 産 複 合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回(隔月)	中 南 米 ア フ リ カ	そ の 他 ()
	年12回(毎月)	中 近 東 (中東)	
	日 々	エ マ ー ジ ン グ	
	そ の 他 ()		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

該当する属性区分表（網掛け表示部分）の定義

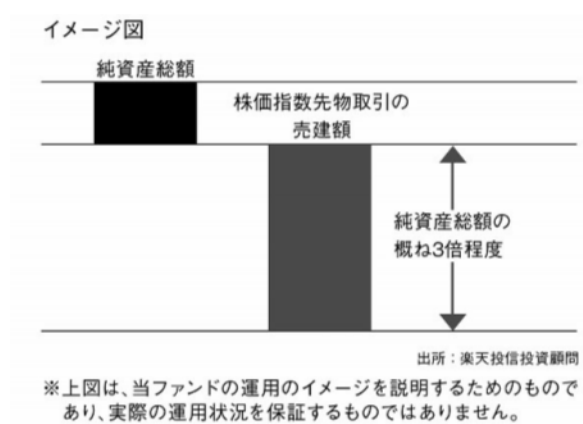
その他資産 (株価指数先物取引)	目論見書または投資信託約款において、主として株価指数先物取引に投資する旨の記載があるものをいいます。なお、組み入れる資産そのものは株価指数先物取引ですが、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色

主として株価指数先物取引を活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の日々の値動き（日々の騰落率）に対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行います。

※利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。



●投資方針

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の概ね3倍程度となるように調整を行います。

ただし、追加設定、解約等による純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、概ね3倍程度とは異なる一時的な調整を行うことがあります。

利用する株価指数先物の取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

!! 株式市場が下落 ⇒ 基準価額が大きく上昇
株式市場が上昇 ⇒ 基準価額が大きく下落

●基準価額の変動について

当ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行います。

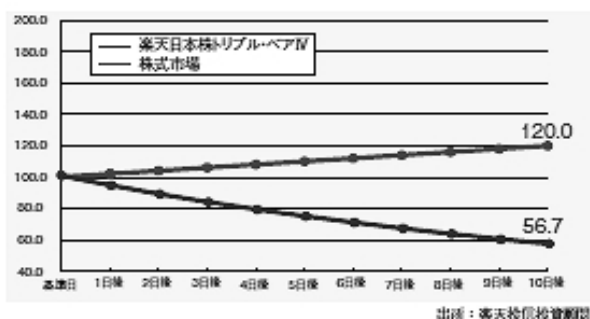
そのため、複数の営業日にわたる期間でみた場合には、当ファンドの基準価額の騰落率は、わが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度反対となりません。

①株式市場が上昇を続けた場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度反対となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が+20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は-43.3%となっており、株式市場の概ね3倍程度反対の値動きとなっておりません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも概ね3倍程度反対とはなりません。

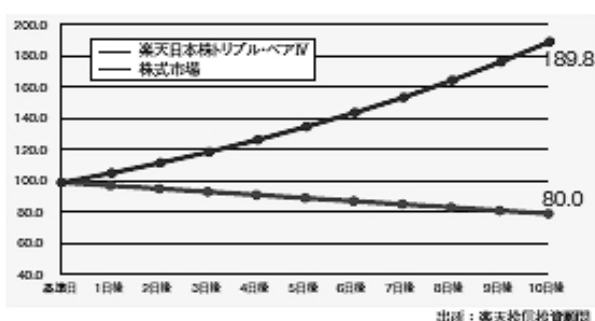


②株式市場が下落を続けた場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度反対となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が-20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は+89.8%となっており、株式市場の概ね3倍程度反対の値動きとなっておりません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも概ね3倍程度反対とはなりません。

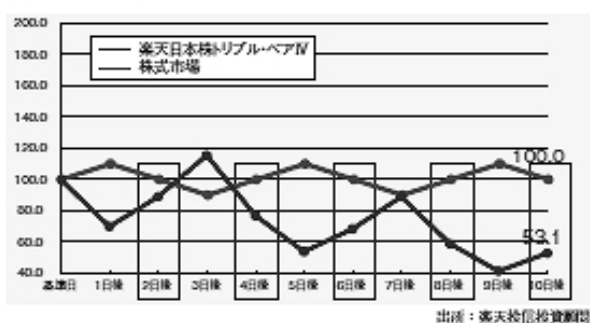


③株式市場が±10%の範囲で上昇・下落を繰り返した場合

株式市場が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押し下げられることになります。

2日後、4日後、6日後、8日後、10日後において、「株式市場」は基準日と同じ100であるにもかかわらず、当ファンドの基準価額は、それぞれの時点において100以下となっています。

このように、株式市場が上昇・下落を繰り返した場合、当ファンドの基準価額は、時間の経過とともに押し下げられることとなります。



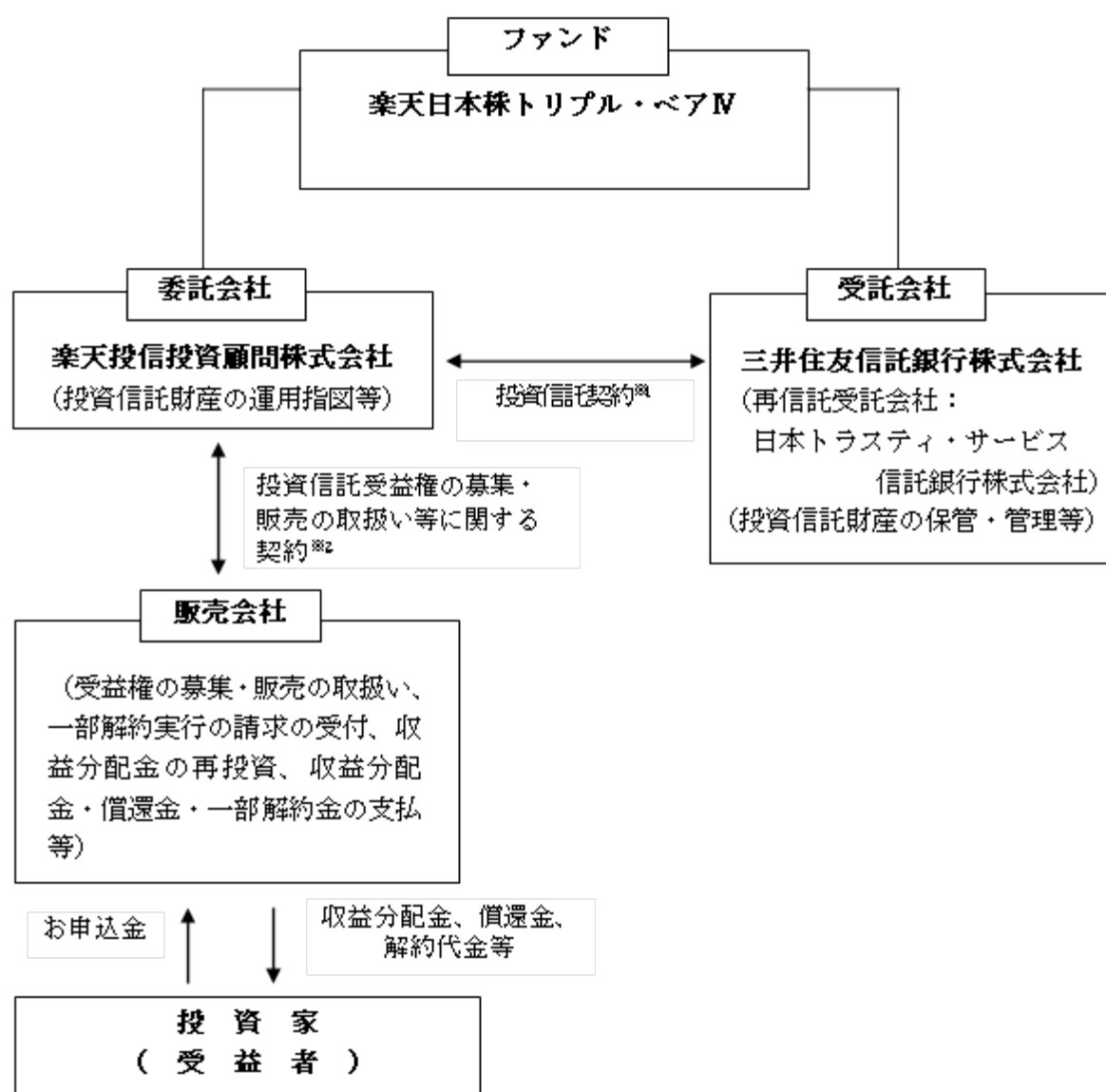
※各表およびグラフは、基準日を100として、国内の株式市場全体の値動きと各ファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、実際の値動きとは異なります。株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証したものではありませんのでご注意ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年3月15日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※1「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

※2「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

②委託会社の概況

イ. 資本金の額 （2019年6月末日現在）
資本金 150百万円

ロ. 会社の沿革

2006年12月28日：「楽天投信株式会社」設立

2008年1月31日：金融商品取引業者登録〔関東財務局長（金商）第1724号〕

2009年4月1日：株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

ハ、大株主の状況（2019年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天カード株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行います。

②運用の方法

イ、主要投資対象

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

ロ、投資態度

- (a) わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。
- (b) 株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の概ね3倍程度となるように調整を行います。ただし、追加設定、解約などによる純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、概ね3倍程度とは異なる一時的な調整を行うことがあります。
- (c) 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
- (d) 追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。
- (e) 当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

③主な投資制限

- イ、株式への投資割合には制限を設けません。
- ロ、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ハ、投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ、同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ホ、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ヘ、同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ト、デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- チ、外貨建資産への投資は行いません。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

イ. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１. 有価証券
２. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
３. 金銭債権
４. 約束手形

ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産

１. デリバティブ取引にかかる権利と類似の取引にかかる権利
２. 為替手形

②有価証券および金融商品の指図範囲等

イ. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１. 株券または新株引受権証券
２. 国債証券
３. 地方債証券
４. 特別の法律により法人の発行する債券
５. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
１０. コマーシャル・ペーパー
１１. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
１２. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
１３. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
１４. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
１５. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
１６. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
１７. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
１８. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

ロ. 委託会社は、信託金を、上記イ. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

ハ. 上記イ. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ロ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

③先物

- イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

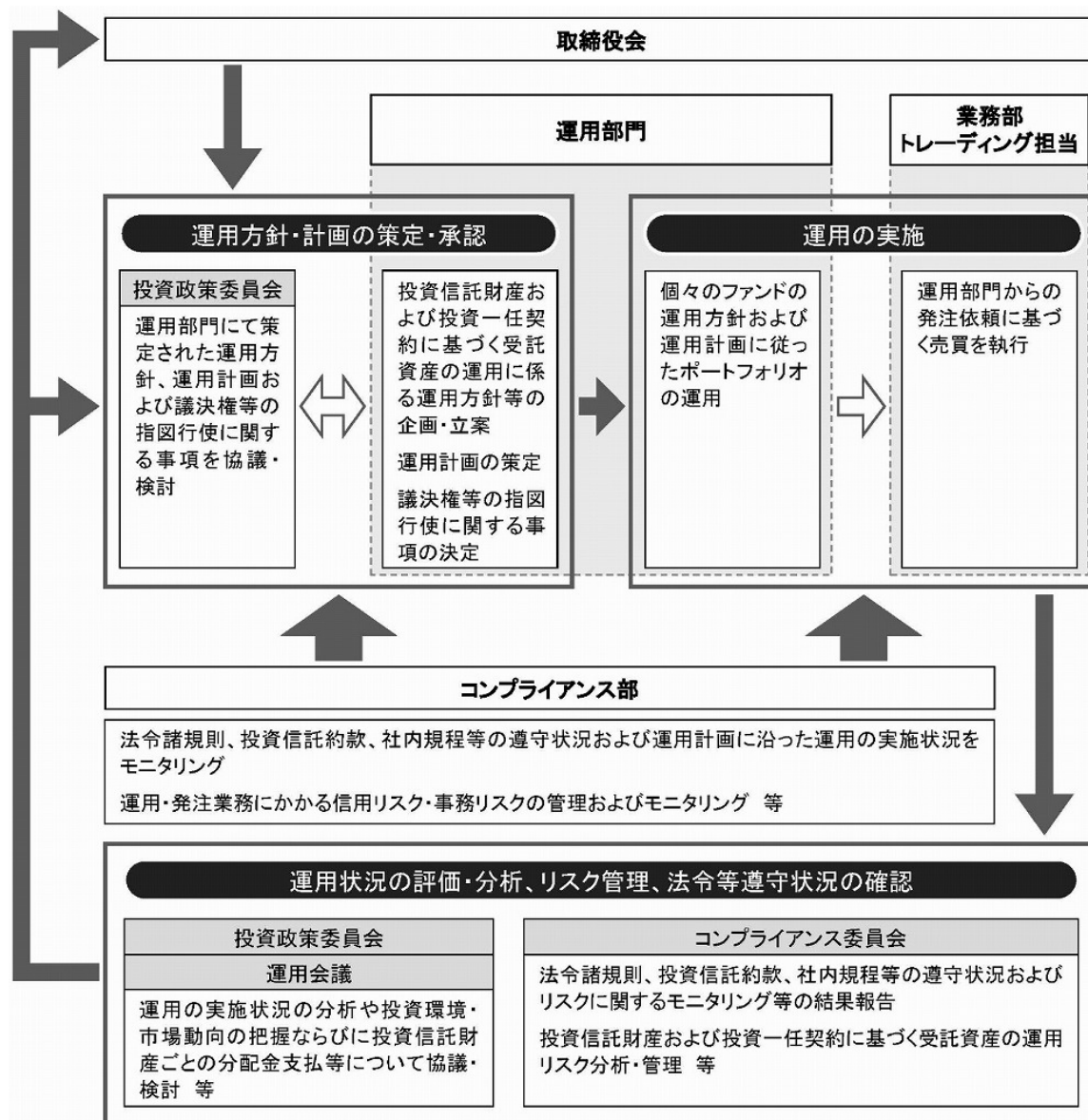
④スワップ

- イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ニ、スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ、委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（３）【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
- ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（ただし、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
- ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。

- ・ コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。
- ※ 運用体制は2019年6月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。
- ※ 当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

- ① ファンドの収益分配は、毎決算時（毎年6月15日の年1回。ただし、休業日にあたる場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- イ. 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ロ. 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

- ハ. 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

- ② 受益者の収益分配金は税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

（５）【投資制限】

- ① 投資信託約款に定める投資制限

- イ. 株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

- ロ. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ハ. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ニ. 同一銘柄への投資割合

(a) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(b) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- (c) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

ヘ. 投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 上記 (a) の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ト. 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

チ. 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けを行うことの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 上記 (a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

リ. 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行うことの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記 (a) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記 (b) の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとし、

- (d) 上記 (a) の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

ヌ. デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ル. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規制に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヲ. 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

ワ. 利害関係人等との取引等

- (a) 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、投資信託財産と、受託会社（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となっていくものを含みます。）および受託会社の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (b) 受託会社は、受託会社がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社または受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (c) 委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託会社、その取締役、執行役および委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託会社が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為

を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- (d) 上記 (a) (b) (c) の場合、委託会社および受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

②法令に定める投資制限

- イ. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ロ. 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

①当ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただきますようお願いいたします。

イ. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少することがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。当ファンドは、株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の3倍程度となるように調整を行いますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は日々非常に大きく変動します。従って、株式市場が上昇した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく下落し、株式市場が下落した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく上昇することになります。

ロ. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

ハ. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ニ. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドにおいて特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ホ. 目標とする投資成果が達成できないリスク

株価指数先物取引を活用するため、主として以下の要因などにより目標とする投資成果が達成できない場合があります。また、これらの場合以外にも、目標とする投資成果が達成できない場合があります。

1. 株価指数先物取引と株式市場全体の値動きが一致しない場合
2. 運用資金増減に対応するために行った株価指数先物取引の約定価格と終値に差が生じた場合

3. 株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合
4. 先物の限月交代に対応する場合のロールオーバー・コストの発生
株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える）時に発生する売買手数料等のコスト負担や限月間の価格差（スプレッド）が基準価額に影響すると考えられます。
5. キャリー・コストの影響

また、通常のファンドと同様、主として以下のような要因などによっても、運用目標が達成できない場合があります。

1. 追加設定、解約などによる運用資金の大幅な増減の影響
2. 売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等のコスト負担

へ。投資方針に従った運用ができないリスク

主として以下のような状況が発生した場合、上記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります、その結果、目標とする投資成果が達成できないことが想定されます。また、これら以外にも、投資方針に従った運用ができない場合があります。

1. 先物市場において取引規制が行われた場合
2. 運用資金（ファンドの純資産総額）が少額の場合
3. 委託証拠金の水準が一定以上に引き上げられた場合
4. 株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

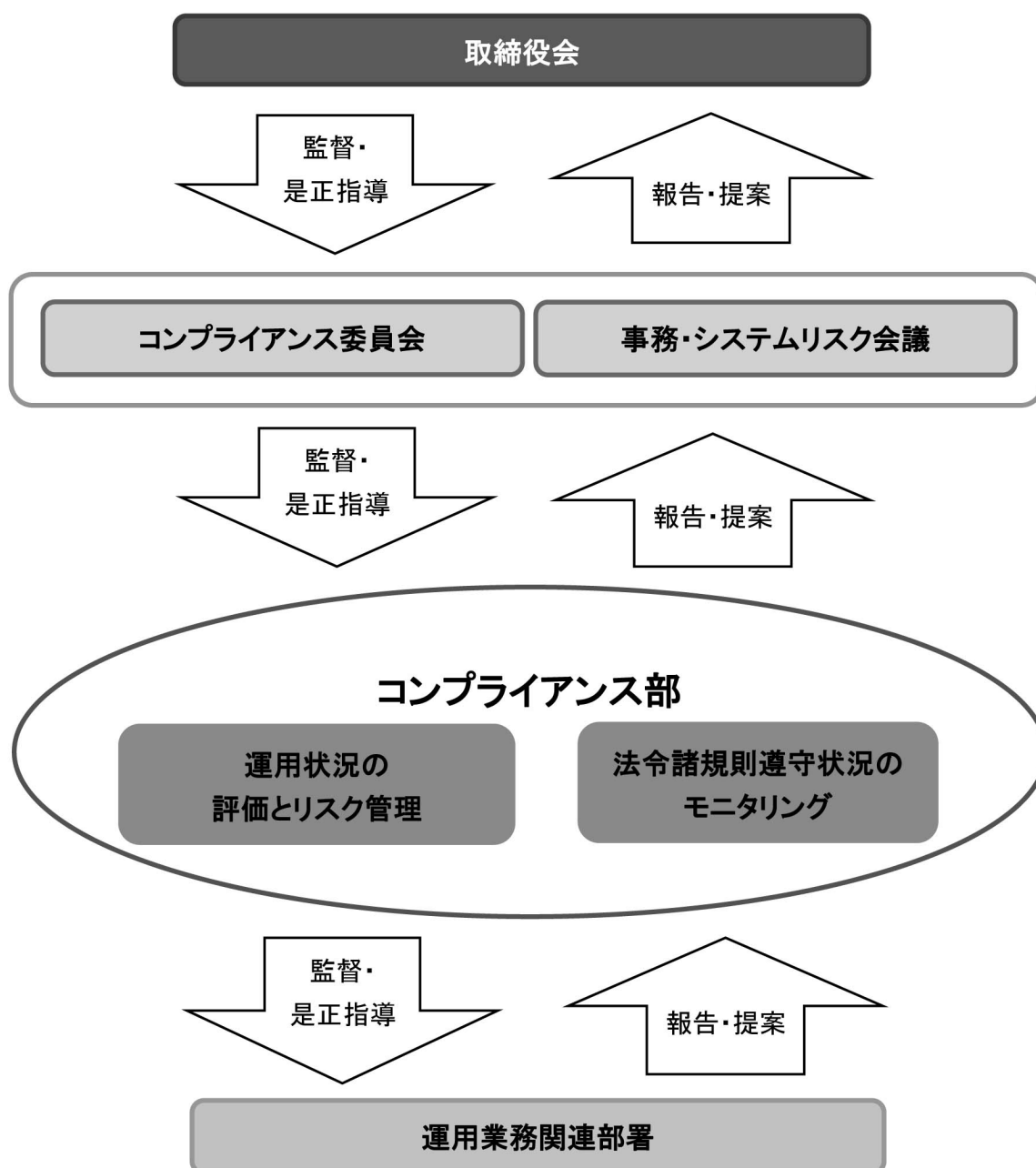
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ト. その他の留意点

- (a) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (b) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなくなることがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (c) 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (d) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り基準価額が下落する可能性があります。

②投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



*全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

*運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

＊上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

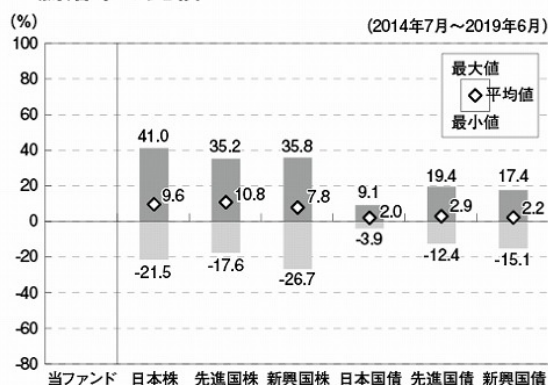


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。（当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています。）

※当ファンドの年間騰落率は、運用期間が1年に満たないため、表示しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの運用期間が1年に満たないため、当ファンドの騰落率は表示しておりません。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株……S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）

先進国株……S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）

新興国株……S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）

日本国債……ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債：日本インデックス（円ベース）

先進国債……ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債（日本除く）インデックス（円ベース）

新興国債……ブルームバーグ・バークレイズ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に、3.24%[※]（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※消費税率が10%となった場合は、3.30%となります。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」^{※1} または「償還前乗換え」^{※2} により、当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社毎に異なりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※1「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

※2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

申込手数料は、商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

- ①換金（解約）手数料はありません。
- ②信託財産留保額ははありません。
- ③換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.0044% ※（税抜年0.93%）の率を乗じて得た額とします。

※消費税率が10%となった場合は、年1.023%となります。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次の通りになります。

委託会社	年0.6% （税抜）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.3% （税抜）	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.03% （税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬にかかる消費税等および地方消費税に相当する額は、投資信託財産中から支弁します。

※税率は、2019年6月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- ②投資信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料）は受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ③投資信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等にかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支弁します。
- ④投資信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

※ その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

①個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	—	5%	20%

（注1）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

②法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%

2038年1月1日から	15%	—	15%
-------------	-----	---	-----

（注）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2019年6月28日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
現先取引	1,201,208,400	57.39
内 日本	1,201,208,400	57.39
短期金融資産、その他（負債控除後）	891,783,544	42.61
純資産総額	2,092,991,944	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（売建）	6,292,960,000	△300.67
内 日本	6,292,960,000	△300.67

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引は、実質エクスポージャーを基に構成比を計算しています。

（注3）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注4）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年6月28日現在）

	銘柄名 地域	種類	数量	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（％） 償還期限	投資 比率 （％）
1	第803回国庫 短期証券 日本	債券現先	1,200,000,000	— 1,201,208,400	— 1,201,208,400	— —	57.39

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
債券現先	57.39
合計	57.39

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2019年6月28日現在）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
株価指数先物取引	日本	日経225先物	売建	296	6,240,773,712	6,292,960,000	△300.67

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引は、実質エクスポージャーを基に構成比を計算しています。

（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年6月28日現在および同日前1年以内における各月末営業日および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (2019年 3月15日)	6,000,000	—	1.0000	—
2019年 3月末日	275,213,762	—	0.9928	—
4月末日	1,445,582,416	—	0.8554	—
5月末日	746,794,177	—	1.0764	—
第1計算期間末 (2019年 6月17日)	1,677,373,132	1,677,373,132	0.9842	0.9842
6月末日	2,092,991,944	—	0.9539	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

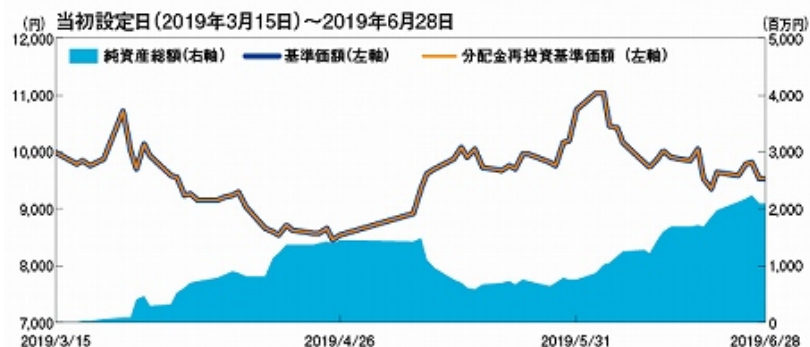
	収益率（％）
第1計算期間	△1.6

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2019年6月28日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	9,539円
純資産総額	2,092百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000 口当たり、税引前）

決算期	第1期 2019年6月	設定来累計
分配金	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

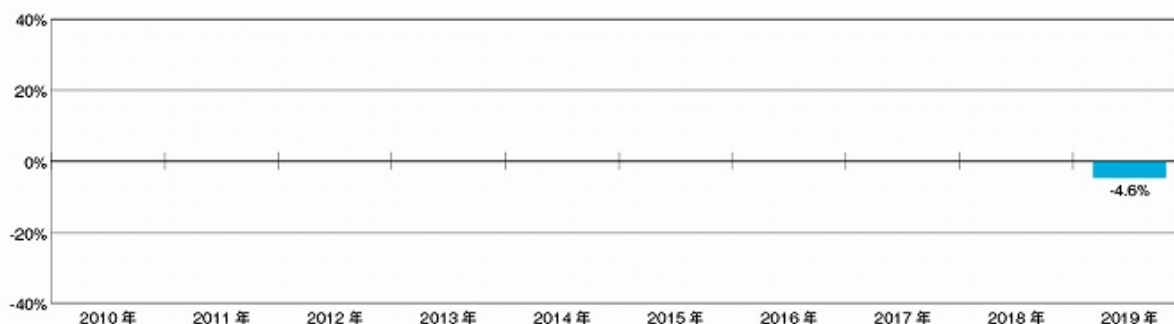
資産別構成	投資比率
株式	0.0%
公社債	0.0%
短期金融資産、その他	100.0%
合計	100.0%
株式先物	△300.7%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

※株式先物は、日経225先物です。実質エクスポージャーを基に構成比を計算しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2019年は設定日(2019年3月15日)から6月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	5,401,283,586	3,696,980,823	1,704,302,763

（注）当初申込期間中の設定数量は6,000,000口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- イ. 取得申込者は、販売会社毎に定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）で購入することができます。
取得申込者は、販売会社取引口座を開設の上、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
- ロ. 当初申込期間の取得申込みの受付けは、販売会社の営業時間内とします。
継続申込期間の取得申込みの受付けは、原則として営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。
- ハ. 「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。
スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分までに、当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。
スイッチングと同様のお取扱いにより各ファンドを買付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で取得することができます。スイッチングと同様のお取扱いについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。
スイッチングと同様のお取扱いの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）
- ニ. 当ファンドが行う株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合は、委託会社は、当該取得の申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。
 - 1. 委託会社が、当該先物取引にかかる取引所の当日の日中立会が行われないこと、もしくは停止されたことによりその翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき
 - 2. 委託会社が、当該先物取引にかかる取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき
 - 3. 「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」が一部解約の実行の請求の受付を中止したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消したとき
- ホ. 委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、当ファンドの取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。
- ヘ. 上記ニ、またはホ、により取得の申込みの受付けが中止された場合でも、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

- イ. 受益者は、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、受付は原則として営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- ロ. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ハ. 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ニ. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。換金時の税金につきましては、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

《委託会社のお問い合わせ先》
楽天投信投資顧問株式会社
お客様窓口：電話番号 03-6432-7746
受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

- *基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページ、または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただける基準価額及び一部解約の価額は、前日以前のものとなります。
- ホ. 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
 - ヘ. 当ファンドが行う株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、以下の各号に該当する場合は、委託会社は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求受付を取消することができます。
 - 1. 当該先物取引にかかる取引所の当日の日中立会が行われないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
 - 3. 「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」が受益権の取得申込みの受付を中止したときまたは既に受付けた取得申込みの受付を取消したとき
 - ト. 委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
 - チ. 上記ヘ、またはト. により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記ニ. の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ② 基準価額は、毎営業日に算出され、委託会社（下記の照会先を参照。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

《委託会社のお問い合わせ先》
 楽天投信投資顧問株式会社
 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746
 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

- ③ 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額とします。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
株価指数先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段等または最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2022年6月14日までとします。ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

（4）【計算期間】

計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

（5）【その他】

1) 信託の終了（繰上償還）

イ. 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a 受益者の解約により受益権の総口数が3億口を下回ることとなった場合
- b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めたとき
- c やむを得ない事情が発生したとき

- ロ. この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。
- ハ. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、投資信託契約を解約し繰上償還させます。
- ニ. 繰上償還を行う場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

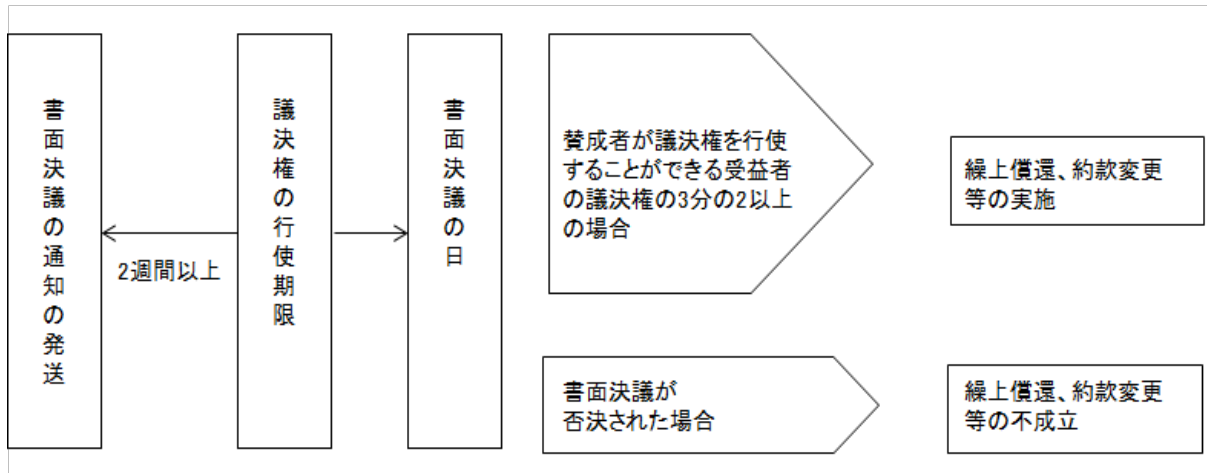
2) 投資信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この投資信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができるものとします。
投資信託約款の変更または併合を行う際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ロ. 委託会社は、上記イ.の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。
- ハ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「書面決議」の規定に従います。
※この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

3) 書面決議

- イ. 繰上償還、重大な約款の変更等に対して委託会社は書面決議を行います。あらかじめ、書面決議の日、内容、理由等を定め、決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知っている受益者に対して書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行います。
- ロ. 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成したものとみなします。
- ハ. 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ニ. 繰上償還、重大な約款の変更等に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- ホ. 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。

＜書面決議の主な流れ＞



4) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

5) 運用報告書の作成

イ. 委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

ロ. 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

ハ. 前項の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

6) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了時は最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

7) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2) 投資信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

9) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

10) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

11) 関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとし、当該収益分配金交付表と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(3) 一部解約（換金）の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当計算期間（平成31年3月15日から令和元年6月17日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【楽天日本株トリプル・ベアIV】

(1)【貸借対照表】

区 分	当期 令和元年6月17日現在 金 額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	630,989,546
現先取引勘定	1,000,140,000
派生商品評価勘定	10,064,096
未収入金	91,872
差入委託証拠金	158,400,000
流動資産合計	1,799,685,514
資産合計	1,799,685,514
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,817,712
前受金	17,042,800
未払解約金	99,638,507
未払受託者報酬	73,256
未払委託者報酬	2,197,744
その他未払費用	542,363
流動負債合計	122,312,382
負債合計	122,312,382
純資産の部	
元本等	
元本	1,704,302,763
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△26,929,631
（分配準備積立金）	-
元本等合計	1,677,373,132
純資産合計	1,677,373,132
負債純資産合計	1,799,685,514

（２）【損益及び剰余金計算書】

区 分	当期 自 平成31年3月15日 至 令和元年6月17日 金 額（円）
営業収益	
派生商品取引等損益	37,495,152
営業収益合計	37,495,152
営業費用	
支払利息	240,174
受託者報酬	73,256
委託者報酬	2,197,744
その他費用	548,832
営業費用合計	3,060,006
営業利益又は営業損失（△）	34,435,146
経常利益又は経常損失（△）	34,435,146
当期純利益又は当期純損失（△）	34,435,146
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	84,860,280
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	209,530,267
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	209,530,267
剰余金減少額又は欠損金増加額	186,034,764
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	186,034,764
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△26,929,631

（３）【注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	当期 令和元年6月17日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,704,302,763口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,929,631円であります。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9842円 (9,842円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	当期 自 平成31年3月15日 至 令和 元年6月17日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は0円（1万口当たり0円）であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株価指数先物のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、日経225 先物であり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には市場価格の変動に係るリスクなどがあります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	当期 令和元年6月17日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

当期 令和元年6月17日現在
当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

種類	当期 令和元年6月17日現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 先物取引 売建	5,022,009,200	—	5,014,660,000	7,349,200
合計	5,022,009,200	—	5,014,660,000	7,349,200

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期 自 平成31年3月15日 至 令和 元年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	当期 自 平成31年3月15日 至 令和 元年6月17日
元本の推移	
期首元本額	6,000,000円
期中追加設定元本額	5,395,283,586円
期中一部解約元本額	3,696,980,823円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１） 株式

該当事項はありません。

（２） 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2019年6月28日現在)

項目	金額または口数
I 資産総額	2,309,663,630円
II 負債総額	216,671,686円
III 純資産総額（I－II）	2,092,991,944円
IV 発行済数量	2,194,144,812口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9539円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等による受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるように通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情がある と判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年6月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機構

①取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

②監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

（本書提出日現在）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

- ①投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。
- ②運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。
- ③運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。
- ④コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2019年6月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	45本	194,402百万円
合 計	45本	194,402百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	670,928	749,355
金銭の信託	1,300,000	1,300,000
前払費用	2,915	6,087
未収委託者報酬	173,836	118,904
立替金	—	12,980
その他	5,000	5,000
流動資産計	2,152,681	2,192,328
固定資産		
有形固定資産	※ 1 36,926	※ 1 34,138
建物（純額）	23,218	20,816
器具備品（純額）	13,707	13,321
無形固定資産	—	19,448
ソフトウェア	—	19,448
投資その他の資産	24,109	51,609
投資有価証券	14,291	39,373
長期前払費用	644	405
繰延税金資産	9,172	11,830
固定資産計	61,035	105,195
資産合計	2,213,716	2,297,524
負債の部		
流動負債		
預り金	3,131	5,949
未払費用	94,055	86,606
未払消費税等	9,375	11,091
未払法人税等	32,716	6,212
賞与引当金	14,916	12,138
役員賞与引当金	8,000	3,195
流動負債計	162,194	125,191
固定負債		
退職給付引当金	—	3,366
資産除去債務	5,699	5,699
固定負債計	5,699	9,065
負債合計	167,894	134,257
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000

その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,266,597	1,385,144
利益剰余金合計	1,266,597	1,385,144
株主資本合計	2,046,314	2,164,860
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△491	△1,593
評価・換算差額合計	△491	△1,593
純資産合計	2,045,822	2,163,266
負債・純資産合計	2,213,716	2,297,524

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4 月1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,216,403	924,875
営業収益計	1,216,403	924,875
営業費用		
支払手数料	491,228	339,622
委託費	—	4,355
広告宣伝費	7,342	3,867
通信費	65,818	61,259
協会費	1,766	1,286
諸会費	18	36
営業費用計	566,173	410,425
一般管理費	※1・2 364,433	※1・2 353,691
営業利益	285,796	160,758
営業外収益		
受取利息	6	3
有価証券利息	683	231
投資有価証券売却益	837	—
為替差益	8	—
雑収入	—	41
営業外収益計	1,535	276
営業外費用		
投資有価証券売却損	—	671
為替差損	—	128
営業外費用計	—	800
経常利益	287,332	160,234
特別損失		
その他特別損失	10,492	72
特別損失計	10,492	72
税引前当期純利益	276,840	160,161
法人税、住民税及び事業税	80,331	43,786
法人税等調整額	670	△2,171
法人税等合計	81,002	41,615
当期純利益	195,837	118,546

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720
当期変動額						
剰余金の配当	△150,000	△150,000	△150,000			△150,000
当期純利益	195,837	195,837	195,837			195,837
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				△735	△735	△735
当期変動額合計	45,837	45,837	45,837	△735	△735	45,102
当期末残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	△491	△491	2,045,822

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	△491	△491	2,045,822
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	118,546	118,546	118,546			118,546
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				△1,102	△1,102	△1,102
当期変動額合計	118,546	118,546	118,546	△1,102	△1,102	117,444
当期末残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	△1,593	△1,593	2,163,266

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

◇その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	10年
器具備品	5～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

◇消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」9,060千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」9,172千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成30年6月27日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって第13期事業年度は平成30年4月1日から平成30年12月31日までとなっております。

（貸借対照表関係）

※ 1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却計額	18,684千円	23,495千円

（損益計算書関係）

※ 1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

※ 2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
人件費	208,027千円	212,003千円
減価償却費	8,196千円	6,321千円
賞与引当金繰入額	14,916千円	12,138千円
役員賞与引当金繰入額	8,000千円	3,195千円
退職給付費用	—	3,366千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成29年3月31日	平成29年6月29日

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 平成30年3月31日	当事業年度 平成30年12月31日
1年内	-	16,800千円
1年超	-	64,400千円
合 計	-	81,200千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	670,928	670,928	—
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	—
(3) 未収委託者報酬	173,836	173,836	—
(4) 投資有価証券			
① 其他有価証券	14,291	14,291	—
資産計	2,159,056	2,159,056	—
負債			
(1) 未払費用	94,055	94,055	—
(2) 未払法人税等	32,716	32,716	—
負債計	126,771	126,771	—

当事業年度（平成30年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	749,355	749,355	—
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	—
(3) 未収委託者報酬	118,904	118,904	—
(4) 投資有価証券			
① 其他有価証券	39,373	39,373	—
資産計	2,207,633	2,207,633	—
負債			
(1) 未払費用	86,606	86,606	—
(2) 未払法人税等	6,212	6,212	—
負債計	92,818	92,818	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

◇資産

(1) 現金・預金 (2) 金銭の信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1) 未払費用 (2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	670,928	—
金銭の信託	1,300,000	—
未収委託者報酬	173,836	—
投資有価証券		
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合 計	2,144,764	—

当事業年度（平成30年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	749,355	—
金銭の信託	1,300,000	—
未収委託者報酬	118,904	—
投資有価証券		
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—

合 計	2,168,259	—
-----	-----------	---

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度

（平成30年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	14,291	15,000	708
小 計	14,291	15,000	708
合 計	14,291	15,000	708

当事業年度

（平成30年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	39,373	41,671	2,297
小 計	39,373	41,671	2,297
合 計	39,373	41,671	2,297

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	13,837	837	—
合計	13,837	837	—

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	9,328	—	671
合計	9,328	—	671

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
退職給付債務の期首残高	-	-
勤務費用	-	3,366千円
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	-	95千円
退職給付の支払額	-	-
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	-	3,461千円

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	-	3,461千円
未積立退職給付債務	-	3,461千円
未認識数理計算上の差異	-	△95千円
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	3,366千円
退職給付引当金	-	3,366千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	3,366千円

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
勤務費用	-	3,366千円
利息費用	-	-
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	-	3,366千円

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
割引率	-	0.6%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	-	2.3%

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	1,765千円	4,956千円
未払事業所税	214千円	201千円
未払事業税	2,512千円	1,083千円
賞与引当金	4,567千円	3,716千円
退職給付引当金	—	1,030千円
減価償却超過額	852千円	1,084千円
繰延資産	308千円	187千円
資産除去債務	1,745千円	1,745千円
その他有価証券評価差額金	216千円	703千円
その他	6,576千円	6,946千円
繰延税金資産小計	18,760千円	21,657千円
評価性引当金	△8,322千円	△8,692千円
繰延税金資産合計	10,438千円	12,964千円
繰延税金負債		
建物付属設備	1,265千円	1,134千円
繰延税金負債合計	1,265千円	1,134千円
繰延税金資産純額	9,172千円	11,830千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
(調整)		
所得拡大税制の特別控除	△2.39%	△4.89%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%	0.64%
住民税均等割等	0.10%	0.14%
評価性引当額の増減	△0.88%	0.23%
その他	1.00%	△0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.26%	25.98%

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
期首残高	5,699千円	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	—	—

見積りの変更による増加額	—	—
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	5,699千円	5,699千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,216,403	—	—	1,216,403

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	924,875	—	—	924,875

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

◇財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成30年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	225,276	未払費用	22,288
								出向者の人件費等	16,083		

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成30年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	151,731	未払費用	25,055
								出向者の人件費等	18,126		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)

1株当たり純資産額	157,370円98銭	166,405円14銭
1株当たり当期純利益金額	15,064円45銭	9,118円97銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	195,837	118,546
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	195,837	118,546
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (2019年6月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日：2000年6月20日
 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2019年6月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 ^{※1}	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
おきぎん証券株式会社	500百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
藍澤證券株式会社	8,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
第四証券株式会社	600百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
東海東京証券株式会社 ^{※2}	6,000百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社新生銀行	512,204百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	

※1 三井住友信託銀行株式会社は、当初申込日においては委託会社による買付にかかる取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

※2 東海東京証券株式会社は、2019年9月9日から募集・販売等の取扱いを開始します。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行います。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当該計算期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年3月29日
	2019年4月19日
	2019年5月24日
	2019年6月13日

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊 藤 志 保 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福 村 寛 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成30年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年8月9日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天日本株トリプル・ベアIVの平成31年3月15日から令和元年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天日本株トリプル・ベアIVの令和元年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。